

伊方町週休 2 日確保工事試行要領

（目的）

第 1 条 この要領は、伊方町が発注する工事において、建設現場における週休 2 日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的としたものである。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（1） 週休 2 日確保工事

本要領に基づき、週休 2 日の確保に取り組む工事をいう。

（2） 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（3） 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）6 日間、夏季休暇（土日除く）3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

（4） 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（5） 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第 3 条 週休 2 日確保工事は、伊方町が発注する工事のうち、町長が指定したものを対象とし、受注者の希望により週休 2 日の確保に取り組む工事とする。

2 発注者は、前項の規定により週休 2 日確保工事を対象とした工事について、設計図書に特記仕様書（別添 1）を添付し、対象工事であることを明示するものとする。

（現場閉所日の確保）

第 4 条 週休 2 日確保工事の受注者（以下「受注者」という。）は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを

行うことができる。

- 3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。
ただし、以下に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。
 - (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
 - (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
 - (3) 発注者の指示によるもの。
- 4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

- 第5条 発注者は、入札公告時に、週休2日確保工事の対象であることを特記仕様書（別紙1）に明示する。
- 2 週休2日確保工事の発注方法は、契約後、受注者の希望により週休2日確保工事を実施する受注者希望型とする。
 - 3 受注者は、現場着手日までに「週休2日届出書（様式1）」で週休2日を実施するか否かを監督員に届け出るものとする。
 - 4 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものとする。
 - 5 受注者は現場着手日までに「月間現場閉所（計画・報告）書」（様式2）を監督員に提出し確認を受けるものとする。
 - 6 受注者は、原則として毎月末に「月間現場閉所（計画・報告）書」（様式2）を監督員に提出し、現場閉所の状況を報告するものとする。
 - 7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を掲載し、通知するものとする。
 - 8 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。
 - 9 受注者は、第4条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
 - 10 受注者は、現場作業がすべて完了した後、「週休2日確保工事履行報告書」（様式3）を作成のうえ監督員に通知しなければならない。
 - 11 受注者は、工事日報、KY活動日誌等を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

- 第6条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、次のとおり現場閉所率に応じた補正計数をそれぞれの経費に乗じるものとする。

【港湾工事（港湾に関わる海岸を含む）以外及び営繕工事以外】

- (1) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%以上）

労務費	1. 0 5
機械経費（賃料）	1. 0 4
共通仮設費率	1. 0 4
現場管理費率	1. 0 6

（２）４週７休以上 ４週８休未満（現場閉所率 25.0%以上、28.5%未満）

労務費	1. 0 3
機械経費（賃料）	1. 0 3
共通仮設費率	1. 0 3
現場管理費率	1. 0 4

（３）４週６休以上 ４週７休未満（現場閉所率 21.4%以上、25.0%未満）

労務費	1. 0 1
機械経費（賃料）	1. 0 1
共通仮設費率	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3

（４）４週６休未満（現場閉所率 21.4%未満）

労務費	1. 0 0（補正しない）
機械経費（賃料）	1. 0 0（補正しない）
共通仮設費率	1. 0 0（補正しない）
現場管理費率	1. 0 0（補正しない）

（５）労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

（６）市場単価の補正については、別紙２のとおりとする。

（７）土木工事標準単価の補正については、別紙３のとおりとする。

【港湾工事（港湾に関わる海岸を含む）】

（１）４週８休以上（現場閉所率 28.5%以上）

・港湾請負工事積算基準により積算した工種

労務費	1. 0 5
機械経費（賃料）	1. 0 4
共通仮設費率	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3

・土木工事標準積算基準により積算した工種

労務費	1. 0 5
機械経費（賃料）	1. 0 4
共通仮設費率	1. 0 4
現場管理費率	1. 0 6

（２）４週８休未満（現場閉所率 28.5%未満）

補正しない

（３）市場単価等の補正については、別紙４のとおりとする。

【営繕工事】

複合単価の労務単価について、以下に掲げる補正係数を乗じて補正する。

なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料に掲載された材工単価（以下「市場単価

等」という。)の補正については、別紙5のとおりとする。

(1) 4週8休以上(現場閉所率 28.5%以上)

労務費 1. 0 5

(2) 4週7休以上 4週8休未満(現場閉所率 25.0%以上、28.5%未満)

労務費 1. 0 3

(3) 4週6休以上 4週7休未満(現場閉所率 21.4%以上、25.0%未満)

労務費 1. 0 1

(4) 4週6休未満(現場閉所率 21.4%未満)

労務費 1. 0 0 (補正しない)

(留意事項)

第7条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 工事を一時中止した場合は、週休2日が確保できる工期を延期する。

(2) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。

(3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

(アンケート調査等)

第8条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(入札公告)

第9条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙1)

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）

(対象)

第1条 本工事は、伊方町週休2日確保工事試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休2日確保工事（受注者希望型）の試行対象工事である。

(実施協議)

第2条 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに、工事打合簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、週休2日確保工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

(現場閉所日の確保)

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

- (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第4条 受注者希望型の実施方法は以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、工事着手日までに「週休2日届出書（様式1）」で週休2日を実施するか否かを監督員に届け出るものとする。
- (2) 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したとする。
- (3) 受注者は、工事着手日までに「月間現場閉所（計画・報告）書」（様式2）を監督員に提出し確認を受けるものとする。
- (4) 受注者は、原則として毎月末に「月間現場閉所（計画・報告）書」（様式2）を監督員に提出し、現場閉所の状況を報告するものとする。
- (5) 受注者は、工事途中に週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し通知するものとする。
- (6) 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。
- (7) 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない

- (8) 受注者は、現場作業がすべて完了した後、「週休2日確保工事履行報告書」(様式3)を作成のうえ監督員に提出しなければならない。
- (9) 受注者は、工事日報、KY活動日誌等を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第5条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、週休2日確保工事に係る費用を計上するものとする。

(アンケート調査等)

第6条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(別紙 2)

市場単価の補正について

市場単価は、土木工事標準積算基準書第VI編第2章市場単価に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

週休 2 日補正後の市場単価 = (補正前単価 × 週休 2 日の補正係数) × 加算率・補正係数

名称	区分	補正係数		
		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

(別紙 3)

土木工事標準単価の補正について

土木工事標準単価は、土木工事標準積算基準書第VI編第 1 章土木工事標準単価に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

週休 2 日補正後の土木工事標準単価 = (補正前単価×週休 2 日の補正係数) ×加算率・補正係数

名称	区分	補正係数		
		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04
構造物とりこわし工	人力	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05
排水構造物工		1.01	1.03	1.05
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	高所作業車	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05
表面含浸工	高所作業車	1.01	1.03	1.05
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05
連続繊維シート補強工	高所作業車	1.01	1.03	1.05
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05
剥落防止工(アラミドメッシュ)	高所作業車	1.01	1.03	1.05
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05
漏水対策材設置工	高所作業車	1.01	1.03	1.05
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	高所作業車	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05
バキュームプラスト工		1.00	1.01	1.02
道路反射鏡設置校	撤去	1.00	1.00	1.01
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05
機械式綱手工		1.01	1.03	1.05

抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01
浸食防止用植生マット工(養生マット)		1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設 置工		1.01	1.03	1.04

(別紙4)

港湾工事(港湾に関わる海岸を含む)における市場単価の補正

市場単価は、港湾請負工事積算基準第4章市場単価に記載のあるもののうち、港湾工事市場単価を対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

労務費補正後市場単価 = 標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数

工種	市場単価 補正係数	工種	市場単価 補正係数
底面工	1.04	係船柱・防舷材・車止撤去工	1.05
マット工(アスファルトマット設置)	1.01	電気防食工	1.05
支保工	1.05	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
足場工	1.03	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
鉄筋工	1.05	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
吊鉄筋工(吊鉄筋・吊バー)	1.05	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物塗装)	1.04
型枠工	1.04	ペトロラタム被覆工	1.05
コンクリート打設工(ポンプ打設)	1.05	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
コンクリート打設工(ポンプ打設以外)	1.05	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
止水板工	1.05	かき落とし工	1.05
上蓋工	1.05	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
伸縮目地工	1.03	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
係船柱取付工	1.05	灯浮標設置・撤去	1.04
防舷材取付工	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
車止・縁金物取付工	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05

(別紙5)

営繕工事における市場単価等の補正

市場単価等については、以下により補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

※ 「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ．基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

2 物価資料に掲載された材工単価

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上		4週7休以上4週8休未満		4週6休以上4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上		4週7休以上4週8休未満		4週6休以上4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上		4週7休以上4週8休未満		4週6休以上4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

様式1

令和 年 月 日

(提出先) 伊方町長

受注者 住所
氏名

週休2日届出書

週休2日実施の意向について、以下のとおり届け出ます。

1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 工期(契約期間)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
4 届 出 内 容	a. 実施する。 b. 実施しない。

※ 届出内容は a か b のいずれかを○で囲む。

※ 届け出については工程表の提出時に併せて提出すること。

様式2

月間現場閉所(計画・報告)書

工事名:
工期:
受注者:
現場代理人:

項目	事例	結果
作業	作業を実施	稼働日
休日	現場閉所(休日)	閉所日
天候	天候による現場閉所	閉所日
製作	工場製作	対象外
中止	工程調整等による一時中止	対象外
その他	その他、対象期間外	対象外

[illegible]

様式3

提出日 年 月 日

(提出先)伊方町長

週休2日確保工事履行報告書

受注者

次のとおり、週休2日確保工事の実施結果を報告します。

工事名	
工期	
対象日数	
現場閉所日	
現場閉所率	

(参考 工事看板の例)

ご迷惑をおかけします	
週休2日確保工事	
〇〇〇〇〇〇〇を なおしています	
令和〇年〇月〇日まで 時間帯 8:00~17:00	
舗装修繕工事	
発注者	伊方町長 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
施行者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

110cm			
週休2日確保工事		25cm	
〇〇工事中			
〇〇〇第〇〇号の		90cm	
(〇) 〇水系〇〇川〇〇工事		140cm	
区間 〇〇町 〇〇		25cm	
期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで			
施工 〇〇〇建設株式会社 TEL〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇			
伊方町長 〇〇 〇〇 TEL〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇			
15cm			
10cm			
8cm			
8cm			
8cm			
10cm			